

一般社団法人教育システム情報学会 社員選出規程

平成 26 年 4 月 1 日制定
平成 27 年 3 月 28 日改訂
平成 28 年 12 月 1 日改訂

(本規程の目的)

第 1 条 この規程は、本会の定款に規定される社員の選出方法を定める。

(社員選挙の投票資格)

第 2 条 社員選挙で投票できる有資格者は、選挙の告示の 30 日前現在に会費の滞納の無い正会員とする。

(候補者の決定)

第 3 条 社員候補者は、本会の各種事業等について推進的役割を持つ正会員の中から、次の基準により、本人の承諾を得た上で 1 月までに決定する。

- (1) 各種委員会等が推薦した委員 1~2 名
- (2) 各支部の支部長が推薦した支部役員 1 名
- (3) 退任後 2 年以内の前役員
- (4) その他、理事会等が推薦する者

2. 社員候補者は、前項のほか、社員の選挙年度において、10 月 1 日現在、5 年以上在籍する正会員の推薦者(当該会員は除く)5 名を付して社員になることを申し出た者とする。本項による社員候補者の募集は 11 月に会告する。

(社員候補者の公示)

第 4 条 社員候補者は、選挙の告示までに開催する理事会にて、社員候補者リストとして承認し、その氏名、所属機関を 2 月に公示する。

(社員資格の取得・選任)

第 5 条 前条により公示された社員候補者に対して、2 月に正会員による選挙を行い、適任と認める票を有効投票の過半数獲得した者で、適任と認める得票数の多い順に定員枠(最大 30 名)に入る最大の人数の者を法律上の社員として、3 月理事会で承認・選出する。選出された社員の氏名、所属機関は 4 月に公示する。

(社員の構成)

第 6 条 社員は、第 3 条の候補者の中から選挙で選出された、役員を除く者をもって構成する。

(社員の任期)

第 7 条 社員の任期は 4 月 1 日から翌々年 3 月 31 日までの 2 年とし、2 期を上限とする。なお、任期中に定款のいずれかの事由によって会員資格を喪失した場合、または名誉会員となった場合には、社員の資格を喪失する。

(規程の改正)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の議決により実施する。

附則

1. 本規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2. 本規程は平成 27 年 3 月 28 日に改訂し、施行する。
3. 本規程は平成 28 年 12 月 1 日に改訂し、施行する。